

教育委員会定例会日程

令和 3 年（2021 年）12 月 21 日

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 議事録署名委員の決定
- 4 議事

日程第 1

議案第 30 号

令和 4 年度教育指導の重点について

(教育指導課)

日程第 2

議案第 31 号

いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（諮問）について

(教育総務課)

- 5 閉 会

議案第 30 号

令和 4 年度教育指導の重点について

令和 4 年度教育指導の重点について、議決を求める。

令和 3 年 12 月 21 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市学校教育振興基本計画(平成30年度～令和4年度)

目指す
子ども像

未来を創るたくましい子ども

「目指す子ども像」の五つの側面

自ら考え方表現する力

命を大切にする心

健やかな心と体

ふるさとへの愛

夢への挑戦

子どもの育ちを支える姿勢

命

地域

信頼

- ☆ 子どもの命を最優先に守ります
- ☆ 地域ぐるみで、子どもを育てます
- ☆ 互いに信頼しあえる関係を築きます

重点方針

- 1 学ぶ力
- 2 豊かな心
- 3 健やかな体
- 4 生活力
- 5 家庭教育
- 6 就学前教育
- 7 学校教育
- 8 コミュニティ・スクール
- 9 教育施設環境

令和4年度 教育指導の重点

社会力の育成 ~子どもたち一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創るために~

●「学ぶ力」●

重点方針1・学ぶ力 重点方針5・家庭教育 重点方針7・学校教育

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、これから時代に必要となる資質・能力をバランスよく育みます。

- ◇ 授業を広く公開することに努めるとともに、ICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導の工夫を図ります。★
- ◇ 全国学力・学習状況調査や授業評価等の結果を日々の指導に生かしていきます。

●「豊かな心」●

重点方針2・豊かな心 重点方針4・生活力 重点方針7・学校教育

様々な人との関わりや体験活動などを通じて自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などの豊かな心を育みます。

- ◇ 多面的・多角的に深く考え方議論する「特別の教科 道徳」を要とし、教育活動全体を通して各教科等との連携を図りながら、道徳教育を推進します。
- ◇ 体験活動の充実を図るとともに、子どもの自発的・自動的な活動の充実を図ります。
- ◇ 教育活動全体を通じて人権を尊重し、一人ひとりの命を大切にする教育を推進します。★

●「健やかな体」●

重点方針3・健やかな体 重点方針7・学校教育

生涯を通じて運動やスポーツに取り組む資質や能力と、健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度を育みます。

- ◇ 運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるような授業づくりに努めます。★
- ◇ 「新体力テスト」等により子どもの体力・運動能力の現状を把握し、その結果を体育・スポーツ活動等の指導に生かして、体力向上に取り組みます。

○関わる力の育成○

子どもたちが、人やものなどとの様々な関わりをもつことで自分を高めていくことを大切にします。特に人の関わりの中で自己肯定感をもち、互いの良さを認め合い、高め合う場面を設定することで、関わる力を育みます。

各校の実態に応じた「カリキュラム・マネジメントの実現」「社会に開かれた教育課程の実現」を目指します。

児童生徒指導・支援の充実

- ・子ども一人ひとりの心に寄り添った支援を心がけ、粘り強い指導に取り組みます。★
- ・不登校やいじめ、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。

重点方針2・豊かな心 重点方針7・学校教育

共に学び共に育つための教育の推進

- ・支援教育の充実を図るとともに全ての子どもができるだけ同じ場で学ぶ環境を目指します。<インクルーシブ教育の推進>★
- ・保護者や関係機関(相談・福祉・医療等)と連携し、組織的な相談・支援体制の充実に取り組みます。

重点方針7・学校教育

郷土を愛し大切にする学習の充実

- ・小田原の良さをまとめた教材等を活用し、子どもたちが地域への関心を高められるよう地域学習の充実に取り組みます。
- ・地場産物を活用した学校給食及び食育の充実に取り組みます。

重点方針3・健やかな体 重点方針8・コミュニティ・スクール

安心・安全な学校づくり

- ・防災・防犯・交通安全・熱中症防止等について、子どもの命を守ることを最優先にした対応に取り組みます。
- ・より良い教育環境を整えるとともに、定期的な安全点検を実施し安全管理の徹底に取り組みます。★

重点方針9・教育施設環境

※各校では★の取組を学校評価の共通項目として設定します。

教職員の資質・能力の向上

重点方針7・学校教育

教職員一人ひとりが自己研鑽するとともに、互いに学び合い、高め合いかしながら、それぞれの資質・能力の向上を図り、子どもの学びと育ちを一番に考える意識の高い教師集団を形成します。

・校内研修や校内研究の充実、OJT(職場内教育)による人材育成を推進します。

子どもありきの教師

子どもを信じ抜く教師

○教職に対する使命感を持った教師 …子ども一人ひとりを信じ抜き、責任感を持つとともに、教師の仕事に対する誇りや情熱を持っている。

○豊かな人間性を備えた教師 …常に、子どもの人格形成に関わっているという意識を持ち、社会性や対人関係能力等の資質を備えている。

○確かな専門性を備えた教師 …教育のプロとして、子どもの将来を見据え、授業力を磨くとともに、社会の変化や様々な課題に対応できる指導力を備えている。

地域とともにある学校づくり

重点方針6・就学前教育 重点方針8・コミュニティ・スクール

地域の良さを生かした特色ある学校づくりに取り組みます。また、地域指導者やスクールボランティア等の教育力を活用し、子どもにとってより良い教育環境をつくります。

・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)や学校支援地域本部の設置等により、家庭・地域・学校が一体となって子どもの育ちを支える仕組みづくりを推進します。

・就学前から義務教育終了までを見通し、幼・保、小、中の連携を図ることにより、関連性・連続性のある教育活動の充実に取り組みます。

議案第 31 号

いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（諮問）について
いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（諮問）について、
議決を求める。

令和 3 年 12 月 21 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

教 総 第 号

令和 年 (年) 月 日

小田原市いじめ防止対策調査会 会長様

小田原市教育委員会

いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（諮問）

小田原市いじめ防止対策調査会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 濟問事項 いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について
- 2 濟問事由

小田原市いじめ防止基本方針では、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行うこととしている。

公表の意義としては、同種の事態の発生防止の観点から、調査結果をいかに共有し、社会全体でいじめ問題を考える契機にするかが課題となっているため、調査結果の公表のあり方について諮問する。